

熊本県司法書士会綱紀委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、熊本県司法書士会（以下「本会」という。）
綱紀委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(綱紀に関する処分の申立、調査の依頼)

第2条 何人も、本会に、会員に対する綱紀に関する処分の申立又は
会員の綱紀に関する調査の依頼をすることができる。

(委員会の使命)

第3条 委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査、審議を行い、会
員の非違をただし、品位と倫理を保持することによって国民の信
頼を維持するよう努めるものとする。

(委員会の職務)

- 第4条 委員会は、本会会則（以下「会則」という。）第49条第1
項の定めに基づき、会長の付託を受け、会員に対する綱紀に関す
る調査を行う。
- 2 委員会は、会員が懲戒又は注意勧告処分に問われようとするとき、
会員の行為について、本人、参考人、書類（電磁記録も含む。以
下本規則において同じ。）、物件などから事実関係を調査して、
処分が適正妥当になされるよう情報の集約を図り、会長に報告す
るものとする。
 - 3 委員会は、本会が関与する懲戒又は注意勧告事案について予防的
施策を行うための情報の収集、分析を行い、会長に対して建議を
行うとともに、それらの事案の一般的状況について総会に報告す
る。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、綱紀委員（以下「委員」という。）の互選により、
委員長及び副委員長各1人を選任する。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。

- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副委員長に事故があるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。

(委員の忌避、回避)

第6条 調査の対象となる会員(以下「被調査会員」という。)は、委員につき会則第51条第4号の事由があると思料するときは、その事由を明らかにした書面をもって、委員会に対し、職務執行の忌避を申し立てることができるものとし、委員会は、この申立の採否につき相当の措置をとらなければならない。

- 2 委員は、自己に会則第51条第4号の事由があると思料するときは、職務の執行を回避しなければならない。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、会日より1週間前に委員に対してその通知を発しなければならない。ただし緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 4 委員会は、委員全員の同意があつたときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(調査付託の要請)

第8条 委員が会則第49条第1項の事項に該当する情報を入手したとき、もしくは調査を担当する委員(以下「調査委員」という。)がその職務遂行中に調査事件とは別個の綱紀事案を知つたときは、委員長に対し、開催理由を記した文書により、委員会の開催を求めることができる。

- 2 前項の請求があつた場合、委員長はすみやかに委員会を招集し、委員会は会則第49条第3項に定める事項につき審議するものとする。
- 3 委員会は、会則第49条第1項の調査をすることを相当と認めるときは、直ちに会長に対し、事案の概要、調査の必要性等の意見を

付した文書を提出しなければならない。

- 4 会長は、委員会より前項の文書が提出されたときは、すみやかに調査付託の可否につき決定し、調査付託をしないときは委員会に対しその理由を付した文書にて通知するものとする。

(欠席の届出)

- 第9条 委員は、やむを得ない事由により委員会の職務を執行できないときは、あらかじめその旨を委員長に届出なければならない。

(議決の方法)

- 第10条 委員会の議決は、会則又はこの規則に別段の定めのある場合を除くほか、出席した委員の過半数の議決による。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(非公開)

- 第11条 委員会の議事は公開しない。

(議事録)

- 第12条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載し、委員長及び出席した委員のうち1人が署名又は記名押印しなければならない。

(調査の通知及び範囲)

- 第13条 委員会は、被調査会員に対し、通知書に記載された事項について調査を開始する旨をあらかじめ書面をもって通知しなければならない。
 - 2 被調査会員が、会則第5条第3項に定める会員(以下「法人会員」という。)の社員である司法書士会員又は使用人である司法書士会員である場合、その所属又は使用する法人会員に対しても、前項と同様の事項をあらかじめ書面をもって通知しなければならない。
 - 3 前項の規定は、被調査会員が、司法書士会員の使用人である司法

書士会員である場合に準用する。

(調査の方法)

第14条 委員会は、事件毎に調査委員を2名以上選任し、調査に当たらせるものとする。

- 2 調査委員は被調査会員に対し、事件簿、領収書その他の関係諸帳簿、関係書類及び物件の提示を求めて調査することができる。
- 3 調査委員は、調査の必要上相当と認めるときは、委員会の承諾を得て会員以外の関係者から事情聴取し、事実の確認をし、書類、物件の提供を求めることができる。
- 4 調査委員は、前2項に掲げる方法のほか、適正な方法に基づき資料、情報を集取することができる。
- 5 調査委員は、被調査会員が法人会員の社員である司法書士会員又は使用人である司法書士会員である場合、その法人会員の有する書類や物件等を調査することができる。
- 6 前項の規定は、被調査会員が、使用人である司法書士会員である場合、使用者である司法書士会員に準用する。
- 7 調査委員は、被調査会員の使用人である司法書士会員に対し、参考人として事情聴取することができる。
- 8 調査委員は、被調査会員が法人会員である場合、その社員である司法書士会員及び使用人である司法書士会員に対し、参考人として事情聴取することができる。
- 9 調査委員は、調査のため録音機及び写真機を使用することができる。

(調査委員の報告)

第15条 調査委員は、調査終了後速やかにその調査の内容について書面(以下「調査報告書」という。)をもって委員会に報告しなければならない。

- 2 調査報告書には、調査年月日、時刻、場所及び調査対象者並びに質疑応答の要旨その他参考となる事項を記載し、調査委員が署名又は記名押印し、集取した資料を添付しなければならない。

(被調査会員の弁明)

第16条 委員長は、前条の調査報告書を受け取ったときは、委員会を招集し、被調査会員の出頭を求め調査内容の要旨を説明し、被調査会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 被調査会員は、調査報告書が提出されるまでの間は、いつでも弁明書、抗弁書及びその資料となる書類、物件などを提出することができる。

3 被調査会員は、前2項の場合に代理人を出席させ又は代理人に弁明書などを提出させることができる。

(審議)

第17条 委員会は、調査報告書の内容について審議し、調査の終結を相当と判断したときは、委員長は、会則第49条第2項に定める報告書(以下「調査結果報告書」という。)について議決を求めなければならない。

2 前項の議決は、第10条の規定にかかわらず、委員の過半数の議決による。ただし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(調査結果報告書)

第18条 調査結果報告書には、次に掲げる事項を記載し、意見を付し、委員全員が署名又は記名押印するものとする。なお、やむを得ない事由により署名押印のできない委員についてはその旨を、欠席した委員があればその氏名を付記するものとする。

(1) 被調査会員が司法書士会員であるときは、氏名(ただし、司法書士名簿に職名の記載を受けた者は、その職名)、事務所の所在地、登録番号、所属支部及び司法書士名簿に事務所の名称の記載を受けた者は、その事務所の名称

(2) 被調査会員が法人会員であるときは、名称、事務所の所在地、届出番号、所属支部及び会則第5条第3項第2号の法人会員の場合は、主たる事務所の所在地

(3) 被調査会員が司法書士会員の使用人である司法書士会員であり、その使用者である司法書士会員が調査事案に特に関連がある場合には、その使用者である司法書士会員の氏

名(ただし、司法書士名簿に職名の記載を受けた者は、その職名)、登録番号及び司法書士名簿に事務所の名称の記載を受けた者は、その事務所の名称

- (4) 被調査会員が法人会員の社員又は使用人である司法書士会員であり、その法人会員が調査事案に特に関連がある場合には、名称、事務所の所在地、届出番号及び会則第5条第3項第2号の法人会員の場合は、主たる事務所の所在地
- (5) 付託事項並びに調査の経過及び結果
- (6) 違反事実または違反するおそれのある事実の存否並びに判断の理由及び根拠(資料)
- (7) 違反事実または違反するおそれのある事実に対する適用条項
- (8) 違反事実または違反するおそれのある事実がないときはその要旨並びに判断の理由及び根拠(資料)
- (9) 反対意見又は少数意見を表明した委員があるときは、その氏名及び意見
- (10) その他参考事項

2 意見は、事実を判定する範囲で陳述や資料の解釈を述べることができる。

3 調査結果報告書には、調査報告書及び集取した資料を添付するものとする。

(調査の続行)

第19条 調査委員は、注意勧告事案につき調査中に、綱紀事案として認められるときであっても中断することなく調査を続行しなければならない。

(調査の中断)

第20条 本会に、会員の綱紀に関する調査の依頼をなした者(ただし、会員を除く。)が、調査委員の調査着手時から第15条の委員会への調査報告書提出時までの間に、会則第110条に定める紛議の調停を請求したときは、会長は、特段の事由があると認めるときは、委員会に対し、当該注意勧告事案につき、その紛議調停手続きが終了するまでの間、調査を中断するよう求めることができ

る。

- 2 委員会は、会長より前項の要請があったときは、直ちに注意勧告事案に関する調査を中止しなければならない。
- 3 委員会は、調査を中止した事案については、会長の調査続行の付託があったときにその調査、審議を再開する。

(他の司法書士会への協力依頼)

第21条 委員会は、他の司法書士会の区域内で参考人又は資料を調査する必要があるときは、会長に対し、日本司法書士会連合会会則第87条第1項の規定に基づき、他の司法書士会に対して調査の協力依頼を要請することができる。

(費用の支弁)

第22条 本会は、綱紀委員会が調査のため参考人の出頭を求めたときは、原則として出頭した参考人に旅費、日当、宿泊費等を支弁するものとし、証拠となるもの等を提出した第三者が提出に費用を要したときは、その実費を支弁するものとする。

(記録の保存)

第23条 議事録、調査報告書、調査結果報告書その他委員会の記録は、すべて秘密とし、本会において30年間保存する。ただし、特段の事情により会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(記録の閲覧謄写等)

第24条 委員会は、職務遂行上必要とするときは、その議決を経て、前条に定める記録を閲覧又は謄写をすることができる。

- 2 会長は、前条の記録につき、司法書士の登録拒否事由の有無の調査の際等に、その参考資料とすることができる。

(研究部員)

第25条 委員会は、その職務に関連する制度、規則、先例等の研究のため必要があると認めたときは、本会理事会の承認を得て、委員の中から複数の研究部員を任命することができる。

2 研究部員は、前項の研究のため会員又は学識経験者等の出席を求め、その意見を徴することができる。

(建議・答申)

第26条 委員会は、その職務に関連する制度や会員の綱紀保持に関する事項等につき必要があると認めるときは、その議決を経て、会長に対し文書をもって建議することができる。

2 委員会は、会長よりその職務に関連する事項につき諮問があった場合、これに答申することができる。

(規則の改廃)

第27条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、この規則施行の際現に調査に着手している事案については、なお従前の例による。